

【写】

6 台 監 第 5 4 号
令 和 6 年 9 月 4 日

殿

台東区監査委員	畑	克	海
同	太	田	龍
同	拝	野	健

令和5年度台東区内部統制評価報告書の審査の結果について

「台東区監査基準」に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和5年度台東区内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の対象

「令和5年度台東区内部統制評価報告書」

2 審査の着眼点

監査委員による令和5年度台東区内部統制評価報告書の審査は、台東区長が作成した内部統制評価報告書について、台東区長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和5年度台東区内部統制評価報告書について、台東区長及び内部統制評価部局から報告を受け、「台東区監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和5年度台東区内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 意見

令和5年度内部統制評価報告書において、評価手続は適切であり、内部統制の整備上および運用上の重大な不備はなかった。よって、内部統制が有効に機能していたものといえる。

しかしながら、整備上の不備1件と運用上の不備20件があった。今後は各職員の積極的な取組みによって、さらに内部統制のレベルが向上していくことを期待する。